

令和2年5月

定例委員総会 議事録

令和2年5月11日（月）

宗像市農業委員会

令和2年5月 宗像市農業委員会 定例委員総会

招集年月日	令和2年5月11日				
招集の場所	宗像市役所本館 第304会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和2年5月11日 午前 9時00分	会 長	山口 義嗣	
	閉会	令和2年5月11日 午前10時00分			
	休憩	なし			
応（不応）召集委員及び出席並びに欠席委員 出席11人 欠席13人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
1	山口 義嗣	○	13	樋口 芳明	×
2	中村 善則	×	14	白木 晋平	○
3	栗野 通孝	○	15	花田 長文	×
4	薄 幸一	○	16	時安 剛	×
5	松井 徳一郎	○	17	草野 一幸	×
6	梶原 富子	○	18	高橋 守	×
7	山下 敦	○	19	中野 信己	×
8	花田 安輝	○	20	福崎 隆裕	×
9	山下 堅	○	21	福嶋 仁士	×
10	本田 辰幸	○	22	山下 重實	×
11	吉田 晋一	○	23	的場 英敏	×
12	吉武 順子	×	24	石松 健一郎	×
農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	な し			
	退場	な し			
議事録署名人	5 番	松井 徳一郎		6 番	梶原 富子

令和2年5月定例委員総会会議結果

- | | |
|-------|----------------------|
| 第1号議案 | 農地利用最適化推進委員の委嘱について |
| 受付NO1 | 承認 |
| 第2号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 受付NO1 | 保留 |
| 受付NO2 | 承認 |
| 受付NO3 | 承認 |
| 受付NO4 | 承認 |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 受付NO1 | 承認 |
| 第4号議案 | 農用地利用集積計画（所有権移転）について |
| 受付NO1 | 承認 |
| 第5号議案 | 農用地利用集積計画（利用権設定）について |
| 受付NO1 | 承認 |
| 第6号議案 | 農業委員の辞任について |
| 受付NO1 | 承認 |
| 報告事項 | |
| 第1号 | 農地法第4条の規定による届出について |
| 第2号 | 農地法第5条の規定による届出について |

○議長

令和2年5月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。ただいまの出席委員は11名です。よって、令和2年5月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第14条第2項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは第1号議案「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案について、資料により説明)

○議長

宗像市農地利用最適化推進委員として委嘱する。令和2年5月1日、宗像市農業委員会会長。よろしくをお願いします。

○委員

土地利用型で農業経営をやっています。急きょ、こういうかたちで、役を受け持つことになりました。何もわからないですが、早く知識を得て、みなさんといっしょにやっていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長

それでは第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。4件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。では、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員の説明を受けたいと思います。

○委員

第2号議案の受付番号1について説明いたします。譲受人の●●●さんは、●●●●の役員でありまして、次男と農業をするということで、今回の申請になっています。譲渡人の●●●●さんも会社役員で、大井の田んぼにつきましては、●●●●さんが耕作していましたが、死亡されたということで今回の売買になったわけでございます。以上、説明を終わりますが、●●さんにつきましては、今まで農業の経験がほとんどありません。大井

の●●●●さんが作るということで実際に会いに行きました。実際に受けている状況で、●●さんは3条の要件を満たしていないのではないかと考えています。●●の農地は誰が作るかわかりませんが、担当の方に聞けばわかるかもしれませんが、おそらく光岡の方も作られないと思います。実際に今まで作ったこともないし、●●㎡の農地もよくわかりません。問題ありかなと思っています。以上です。

○議長

ただいま受付NO1の譲受人、譲渡人について説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○委員

私も感じたのですが、こういうことはできるのですか。

○議長

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

農地法第3条の面積要件に関しては、下限面積が50アール以上というのがありますので、一度に50アール以上購入し、耕作するというのであれば、要件を満たすと思いますが、委員が先ほど言われましたように、今回のケースは問題があると考えています。通常、3年3作という考え方がありますので、申請人に説明・指導をしたいと考えています。

○委員

今話したように、耕作されるのであればいいですけど、こういうことを通したら、みんなそんなふうになってくるのではないのでしょうか。

○委員

●●さんとは知り合いで、●●さんのところに行って、実際に利用権の設定を結ばれています。利用権の設定は、譲渡人の●●●●さんと結ばれていて、どうするのですかと聞いたら、今年は私が作りますということなので、おそらく●●さんは作らないと思います。

○事務局

申請時には耕作されるということで聞いてはいましたが、契約の状況の確認をさせていただきたいと思います。

○議長

機械の保有状況の確認などはきちんと把握する必要がある。

○事務局

農機具は所有されています。トラクターと田植え機がリース。コンバインもリースになります。耕運機も所有されています。申請書に記載されています。

○委員

実際に●●さんが田をすいたりされていますので、●●さんが作られるのは間違いないと思います。そのあたりも含めて、●●さんに確認してください。

○委員

●●の農地もはっきりさせた方がいい。●●を人に作ってもらって、●●の方を自分で作るというのはまずありえないと思います。

○議長

事務局、それを確認してください。保留ということで、採決はとりません。

○議長

つづきまして、受付NO2について事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

農地法第3条の許可申請受付番号2の譲受人と譲渡人の説明をいたします。譲受人の●●●●さんは、年々経営規模を拡大されており、さらに経営規模を拡大したいということで、今回の申請に至っております。取得後は、稲作を計画されています。譲渡人の●●●●さんは、規模を縮小したいということです。地元の水利組合長の承諾も得ておりますので、今回の農地法第3条許可は妥当と判断いたしております。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長

ただいま、受付NO2の譲受人と譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について事務局より議案説明と担当地区の説明をあわせて受けたいと思います。事務局お願いします。

○事務局

(第2号議案3受付NO1について、資料により説明)

ひきつづき、事務局より譲受人と譲渡人について説明します。譲受人の●●●●さんは認定農業者になります。今年6月9日に農地の貸し借りの契約更新の時期を迎えるにあたり、今回、対象となる農地が市街化区域内の田となるため、農地法第3条での賃貸借の許可申請となっています。譲渡人の●●●●さんは、所有している農地2筆とも●●●●さ

んに貸し付けられており、農業には従事されていない状況です。以上です。

○議長

ただいま受付NO3について、事務局から議案説明と譲受人・譲渡人についての説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO3について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO3については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO4について事務局より議案説明と担当地区の説明を合わせて受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO4について、資料により説明)

ひきつづき、事務局より譲受人と譲渡人について説明いたします。第2号議案の受付NO3同様、譲受人の●●●●さんで、認定農業者になります。今年6月9日に農地の貸し借りの契約更新の時期をむかえるにあたり、今回、対象となる農地が市街化区域の田となるため、農地法第3条での賃貸借の許可申請となっています。譲渡人の●●●●さんは、所有している農地は申請地のみで、●●●●さんに貸し付けられており、農業には従事されていない状況です。以上です。

○議長

ただいま受付NO4について、事務局から議案説明と譲受人・譲渡人についての説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO4について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO4については、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。では、事務局から議案説明と現地調査の説明を受けたいと思います。

○事務局

(第3号議案の受付NO1について、資料により説明)

ひきつづき、事務局から転用の概要、現地調査の結果について説明します。今回の建設については、既存施設の老朽化、世界遺産登録などに伴い、新たな施設を建設することで、

効率的な運用を図る目的として計画され、令和４年３月末の完成予定です。また、５月８日には県職員と現地確認を行いました。造成では、浅いところで１.４ｍ、深い所で約４ｍの盛り土を行います。被害防除では、排水処理については、既設の水路に放流されます。日照・通風に関しては、近隣の農地に影響がないよう、高層となるサイロの位置などは日照に配慮されます。以上のようなことから、今回の転用は特に問題ないと判断しています。以上です。

○議長

ただいま、事務局から第３号議案の受付ＮＯ１についての議案説明と現地調査班の説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

○委員

盛り土をして既存施設の敷地の高さに合わせるということですね。

○事務局

既存施設の敷地と同じくらいになると考えています。

○議長

ほかにご質問はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第３号議案、受付ＮＯ１について許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付ＮＯ１について、許可することに決定いたします。

○議長

次に、第４号議案「農用地利用集積計画（所有権移転）について」を議題といたします。２件の案件が申請されています。受付ＮＯ１について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第４号議案の受付ＮＯ１について、資料により説明)

○議長

ただいま、受付ＮＯ１について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第４号議案、受付ＮＯ１について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付ＮＯ１については、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付ＮＯ２について事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第4号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、受付NO2について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第4号議案、受付NO2について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2については、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第5号議案「令和2年度農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題と致します。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第5号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第5号議案、令和2年度農用地利用集積計画についての説明がありました。説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5号議案、令和2年度農用地利用集積計画について賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、第5号議案、令和2年度農用地利用集積計画について承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第6号議案「農業委員の辞任について」を議題といたします。事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第6号議案について、資料により説明)

○議長

事務局の説明に対して、ご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第6号議案の農業委員の辞任について、同意を求めることに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、第6号議案の農業委員の辞任について、同意することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は2件であります。報告事項第1号「農地法第4条の規定による届出について」と報告事項第2号「農地法第5条の規定による届出について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第1号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号の説明がありました。この件につきましては報告になりますが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

ひきつづき、報告事項第2号「農地法第5条の規定による届出について」報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第2号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第2号の説明がありました。この件につきましては報告になりますが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和2年5月定例委員総会は閉会いたします。